

10. 食物アレルギーがあるお子さんについて

保育所等の給食では、食物アレルギーのあるお子さんには、代替食・除去食の対応をしています。除去等が必要な場合は、医師の診断が必要となります。書類は園にありますのでご相談ください。(医師の診断による書類の提出は、概ね年に1回、お願いしています。)

申し込みの前に、かかりつけの医療機関で保育所等での集団生活が可能か確認していただき、見学・面接の際には、必ず、食物アレルギー（程度やアナフィラキシー症状の有無など）について、事前にご相談ください。

※事前に申し出がない場合や、入所決定後であっても安全にお預かりできないと判断したときは、入所を保留またはお断りすることがあります。

11. 個別な配慮を要するお子さんについて

お子さんの発達状況や個性を踏まえながら、集団の中で一緒に成長していけるように配慮して保育を行っています。

申し込みの前に、かかりつけの医療機関で保育所等での集団生活が可能か確認していただき、見学・面接の際には、必ず、障害や特性、既往歴（手術を受けたことがある、経過観察のため定期健診に行っている、定期的に服薬しているなど）について、事前に相談してください。

※お子さんの状況により、医師からの診断書を求める場合があります。また、障害や特性、既往歴について、事前に相談がない場合や、入所決定後であっても安全にお預かりできないと判断したときは、入所を保留またはお断りすることがあります。

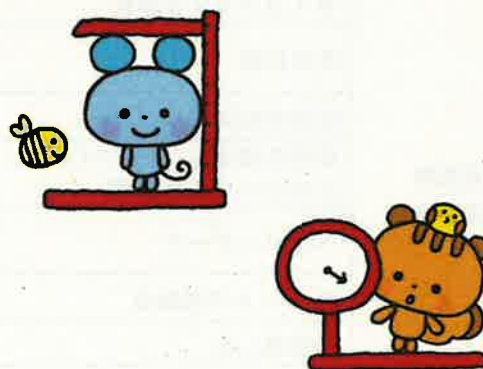
12. 健康・安全について

1 保育所等での健康診断

内科健診（年2回） 歯科健診（年2回）
身体測定（身長・体重は毎月、胸囲は年2回）
検尿（蛋白・糖）（年2回）

2 災害共済給付金

保育所等での管理下における災害に対し、医療費を助成する制度です。全園児が加入します。



3 感染症に罹患したときは

厚生労働省の保育所における感染症対策ガイドラインでは、感染症に罹患した子どもの病状が回復し、保育所等における集団生活に支障がないと医師により判断されたことを、保護者を通じて確認した上で、登園を再開することが重要であるとしています。そのため、氷見市では、医療機関の主治医の先生が記入した登園許可証明書等の提出をお願いしています。（様式は各園にあります。また、氷見市のホームページからもダウンロードできます。）

登園許可証明書・治療報告書・登園届が必要な感染症一覧

提出書類名 及び記入者	病 名	登園のめやす
登園許可証明書 (医師記入)	麻疹（はしか）	解熱後3日経過していること
	風疹（三日はしか）	発しんが消失していること
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
	結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
	流行性角結膜炎（はやり目）	結膜炎の症状が消失していること
	百日咳	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)	医師により感染の恐れがないと認められていること
	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
	侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	医師により感染の恐れがないと認められていること
治療報告書 (保護者記入)	インフルエンザ	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日経過し、熱が下がり、咳や喉の痛みなどの症状が無くなり、24時間経過していること
登園届 (保護者記入)	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること、さらに24時間発熱がなく食事がとれる状態であること
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	24時間発熱がないこと、さらに口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと
	感染性胃腸炎(ロタウイルス、ノロウイルス感染症)	嘔吐、下痢等の症状が治まり普段の便が確認されており、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	24時間発熱がないこと、さらに口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RS ウィルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
	突発性発しん	解熱し機嫌・全身状態共に良く、普段の食事がとれること
	※伝染性膿痂疹（とびひ）	皮疹が乾燥していること（但し、軽症であれば患部保護にて、登園許可の判断は医師にゆだねる）

※厚生労働省のガイドラインでは登園許可証明書等を必要としないが、氷見市では提出を必要とするもの

保育所等では、感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことができるよう努めています。子どもたちが集団で長時間生活を共にする場で、安心して生活できるよう、ご協力よろしくお願いいたします。

13. 食事について

氷見市の保育所等では、各園で炊きたてのご飯とできたてのおかずの完全給食（ご飯とおかずの組み合わせ）を提供しています。

主食・主菜・副菜・汁物・果物を軸に栄養士が献立作成をしており、旬の食材や行事食をとり入れながら、楽しく、おいしく食べられるような工夫をし、安心安全な給食提供に心がけています。

乳幼児期は食習慣の基礎づくりとして、食事の大切さを教える時期であり、食生活に関する興味や関心を持てるよう、食育にも力をいれています。

※乳児については、離乳食を月齢や発達状況に合わせて進めます。

※食物アレルギーがあるお子さんについては、個別対応を行っています。



1 おやつについて（保育短時間・保育標準時間のみ）

- ・三度の食事では取りきれない栄養を補うものです。
- ・時間や質（牛乳・乳製品・果物など）、量（一日 150～200kcal）など組み合わせに留意し、手作りおやつの提供にも努めています。

2 給食だより

- ・月初めに栄養士が作成した献立表に、食事に関する情報を載せてお知らせします。これを参考に、家庭での食事や食品の組み合わせにご配慮ください。
- ・行事などのため、献立の実施日を変更することがあります。

3 食育の取り組み（食習慣の育成）

- ・規則正しい食生活、丈夫な体、おいしく感じる味覚など、食生活の基礎がこの幼児期に作られます。下記の①～⑤の目標に取り組んでいます。

- ①お腹がすくリズムの持てる子ども
- ②食べたいもの、好きなものが増える子ども
- ③一緒に食べたい人がいる子ども
- ④食事作り、準備にかかわる子ども
- ⑤食べ物を話題にする子ども



4 給食費について

1号認定及び2号認定の児童は、JA氷見市からの氷見産米の寄付により、主食（ごはん）費の徴収を行っていません。また、副食（おかず）費については、氷見市独自の補助制度により補助しています。（3号認定の児童は、保育料の中に給食費が含まれています。）